建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年３月10日

関東地方整備局長　大西　亘

１　処分をした年月日　平成29年２月10日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ソーケン工業株式会社　金子　紘紀　茨城県神栖市東和田21－４三菱化学構内　国土交通大臣許可（般－26）第23464号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成28年12月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年３月10日

関東地方整備局長　大西　亘

１　処分をした年月日　平成29年２月10日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　常陽建設株式会社　飯田　憲一　茨城県取手市藤代357－８　国土交通大臣許可（特－25）第22743号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成28年12月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年３月10日

関東地方整備局長　大西　亘

１　処分をした年月日　平成29年２月10日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　双日建材株式会社　大西　哲也　東京都千代田区大手町１－７－２　国土交通大臣許可（般・特－24）第17408号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、管工事業、舗装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成29年１月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年３月10日

関東地方整備局長　大西　亘

１　処分をした年月日　平成29年２月10日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ＩＭＣ　佐々木髙幸　東京都港区芝浦４－13－23　国土交通大臣許可（般－24）第24496号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、しゆんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成29年１月16日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年３月10日

関東地方整備局長　大西　亘

１　処分をした年月日　平成29年２月10日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　田村駒エンジニアリング株式会社　杉本　一郎　東京都中央区日本橋大伝馬町14―17　国土交通大臣許可（般―23）第19452号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成29年１月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

豊川水系設楽ダム建設事業に係る調査報告書（第１回）の縦覧について

豊川水系設楽ダム建設事業に係る環境影響評価書（平成十九年六月国土交通省中部地方整備局）において実施することとした事後調査について、愛知県環境影響評価条例（平成十年愛知県条例第四十七号。以下「条例」という。）第三十三条の規定により準用する「条例」第三十条第二項の規程に基づき、豊川水系設楽ダム建設事業に係る事後調査報告書（第１回）（以下「報告書」という。）を作成したので、「条例」第三十三条の規定により準用する「条例」第三十条第四項の規定に基づき、次のとおり公告し、「報告書」を縦覧に供する。

平成二十九年三月十日

国土交通省中部地方整備局長　塚原　浩一

一　事業者の氏名及び住所

事業者の氏名　国土交通省中部地方整備局長　塚原　浩一

事業者の住所　名古屋市中区三の丸二丁目五番１号

二　対象事業の名称、種類及び規模

対象事業の名称　豊川水系設楽ダム建設事業

対象事業の種類　ダム新築事業

対象事業の規模　貯水面積二百九十七ヘクタール（サーチャージ水位における貯水池の区域の面積）

三　対象事業が実施されている区域

愛知県北設楽郡設楽町

四　関係地域の範囲

愛知県北設楽郡設楽町、同県新城市

五　報告書の縦覧の場所、期間及び時間

縦覧場所

名古屋市中区三の丸二丁目五番１号　国土交通省中部地方整備局総務部情報公開室

愛知県新城市杉山字大東五七番地　国土交通省中部地方整備局設楽ダム工事事務所

愛知県北設楽郡設楽町田口字川原田一番地二　国土交通省中部地方整備局設楽ダム工事事務所設楽庁舎

愛知県豊橋市中野町字平西一丁目六番地　国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所

愛知県北設楽郡設楽町津具字下川原五番地一　設楽町津具総合支所

愛知県新城市長篠字下り筬一番地二　新城市鳳来総合支所

縦覧期間

平成二十九年三月十日から平成三十九年四月十日まで（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。）

縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）ただし、中部地方整備局総務部情報公開室においては、午前九時三十分から午後五時十五分まで（正午から午後一時までを除く。）

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２８年（家）第３０３１号

兵庫県神戸市灘区赤松町３丁目４番４－301号

申立人　吉村　和子

本籍愛知県名古屋市西区上堀越町４丁目26番地、最後の住所長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字唐堀1339番地320、死亡の場所東京都港区、死亡年月日平成28年２月６日、出生の場所愛知県名古屋市西区、出生年月日昭和29年２月４日、職業著述業

被相続人　亡　桐山　秀樹

事務所長野県佐久市岩村田822

相続財産管理人　弁護士　大井　基弘

長野家庭裁判所佐久支部